

平成 26 年度 第 2 回中区協議会

事前配付資料

【諮問事項】

ア なかよし館の廃止（転用）について

【報告事項】

ア 国の放課後児童健全育成事業（放課後児童会）の設備及び運営に関する基準の概要と今後の市の予定について

平成 26 年 5 月 22 日開催

中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	なかよし館の廃止（転用）について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよし館は、18歳未満の児童とその保護者が自由に来館して遊ぶことのできる施設として、主に小学校の敷地内に設置している。 ・なかよし館利用者の全体の約8割は、乳幼児とその保護者である。 ・平成27年度施行予定の「子ども・子育て支援新制度」により、放課後児童会の利用児童の受入年齢が小学校6年生まで拡大されることや、待機児童の解消を図るため、一部を除きなかよし館を放課後児童会へ転用する。
対象の区協議会	中区、東区、西区、南区、北区協議会
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度末をもって、小学校敷地内にあるなかよし館12館は放課後児童会へ転用をする。 ・敷地外にある2館（広沢なかよし館、遠州浜なかよし館）は引き続き乳幼児とその保護者の交流の場として、子育て支援事業を展開していく。 ・なかよし館利用者へ転用について周知を行う。 ・地域子育て支援拠点事業のなかで、子育て支援ひろばの出張ひろばについて開催場所など配慮し、代替について周知や案内をしていく。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：平成26年6月末日 平成26年9月市議会定例会へ条例廃止案の提案（予定）
担当課	子育て支援課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

なかよし館の廃止（転用）について

なかよし館とは、児童に健全な遊びを提供して、児童を中心とした地域交流の推進を目的とした施設。

【対 象】 18歳未満の児童とその保護者

【開催日時】 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

なかよし館の状況

No.	区	館名	開設場所	H27～
1	中	広沢なかよし館	小学校敷地外	子育て支援事業
2		葵西なかよし館	小学校敷地内	放課後児童会
3		佐鳴台なかよし館	小学校敷地内	放課後児童会
4	東	笠井なかよし館	小学校敷地内	放課後児童会
5		豊西なかよし館	小学校敷地内	放課後児童会
6		与進北なかよし館	小学校敷地内	放課後児童会
7	西	庄内なかよし館	小中学校敷地内	放課後児童会
8		神久呂なかよし館	小学校敷地内	放課後児童会
9		篠原なかよし館	小学校敷地内	放課後児童会
10		入野なかよし館	小学校敷地内	放課後児童会
11		西都台なかよし館	小学校敷地内	放課後児童会
12		和地なかよし館	小学校敷地内	放課後児童会
13	南	遠州浜なかよし館	小学校敷地外	子育て支援事業
14	北	豊岡なかよし館	小学校敷地内	放課後児童会

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 □協議事項 ■報告事項
件 名	国の放課後児童健全育成事業（放課後児童会）の設備及び運営に関する基準の概要と今後の市の予定について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から施行される予定である。 ・新制度の施行に合わせて、放課後児童健全育成事業（放課後児童会）の設備及び運営に関する基準に基づき、市は条例を制定しなければならない。 ・条例は、「国が定めた基準に従い定める項目」と、「国が定めた基準を参酌する項目」の2種類に分かれる。 ・平成26年4月1日現在、市内に114か所の放課後児童会があり、市が定める条例施行後は、条例どおり実施しなければならない。 中 区(31)、東 区(19)、西区(16)、南区(16)、北区(16)、 浜北区(14)、天竜区(2) ※()内数字は、か所数 ・これまでの放課後児童会は、国・県のガイドラインに沿って実施してきた。
対象の区協議会	全区協議会
内 容	<p>(1)国が定めた基準に従い定める項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童会ごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならない。 ・有資格者とは、保育士や教員免許を有する者等を指す。 ・放課後児童支援員は、放課後児童会（支援の単位）ごとに、2人以上とし、うち1人を除き補助員をもってこれに代えることができる。 <p>(2)国が定めた基準を参酌する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備は、「遊び及び生活の場」としての機能を備えること ・開所時間は、夏休み等は1日につき8時間以上、平日は、1日につき3時間以上を原則。 ・開所日数は、年間250日以上を原則 ・支援の単位とは、児童数おおねむ40人以下 など
備 考 (答申・協議結果 を得たい時期、今 後の予定など)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の素案の公表・意見募集の実施 6月 ・寄せられた意見に対する市の考え方公表 9月 ・市議会に条例(案)提出 9月 ・条例公布予定 10月 <p>※各指導員に対する説明会を6月から3回実施予定。</p>
担当課	次世代育成課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。